

第14期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 会社の体制及び方針

計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

ブティックス株式会社

上記の事項に係る情報につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://btix.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が有する新株予約権の状況（2020年3月31日現在）

		第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2013年7月25日	2014年6月25日
新株予約権の数		10個	11個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式10,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式11,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権1個当たり50,000円 (1株当たり50円)	新株予約権1個当たり50,000円 (1株当たり50円)
権利行使期間		2016年6月1日から 2023年5月31日まで	2017年6月1日から 2024年5月31日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 11個 目的となる株式数 11,000株 保有者数 1名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

		第12回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議日		2016年8月2日	2019年5月13日
新株予約権の数		11個	105個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式11,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式10,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権1個当たり70,000円 (1株当たり70円)	新株予約権1個当たり350,900円 (1株当たり3,509円)
権利行使期間		2019年7月1日から 2026年6月30日まで	2022年6月1日から 2024年5月31日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 11個 目的となる株式数 11,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 105個 目的となる株式数 10,500株 保有者数 1名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

- ① 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。
- ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(注) 2. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

- ① 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2020年3月期及び2021年3月期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。以下同じ。）の営業利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を全て行使す

ることができる。

ただし、上記が達成されない場合においても、2020年3月期及び2021年3月期の営業利益がいずれも136百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の数の20%を限度として行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数の1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

		第14回新株予約権	
発行決議日		2019年5月13日	
新株予約権の数		159個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式15,900株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権1個当たり350,900円 (1株当たり3,509円)	
権利行使期間		2022年6月1日から 2024年5月31日まで	
行使の条件		(注) 1	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	159個
		目的となる株式数	15,900株
	子会社の役員及び使用人	交付者数	14名
		新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		交付者数	一名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

- ① 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2020年3月期及び2021年3月期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。以下同じ。）の営業利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を全て行使することができる。

ただし、上記が達成されない場合においても、2020年3月期及び2021年3月期の営業利益がいずれも136百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の数の20%を限度として行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数の1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,526千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「行動指針」を制定し、役員及び役職者はこれを率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。
 - ・ コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、経営会議にてコンプライアンス体制の構築・管理・維持にあたる。
 - ・ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - ・ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - ・ 当社は、健全な会社経営のため、反社会勢力とは決して関わりを持たず、また不当な請求には断固としてこれを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - ・ 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理規程及びリスク対応マニュアルを制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - ・ 危機発生時には、対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、経営計画を策定する。
 - ・ 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ・ 取締役会を毎月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ・ 社外取締役は、適宜社長および他の取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。

- ・経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当らせる。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - ・取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - ・監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ・監査役は、監査法人及び内部監査部と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - ・監査役は、監査業務に必要なと判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑧ 現状において明らかになった課題・改善点
- ・マネジメント層人員の確保・教育の徹底が課題となっております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・財務報告の信頼性確保のため、内部統制委員会を設置し、代表取締役社長を委員長として、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ・反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- イ 当社の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
- ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
- ・反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - イ 「反社会的勢力への対応ガイドライン」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。
 - ロ 反社会的勢力の排除を推進するために管理本部を統括管理部署とし、また、不当請求対応の責任者を設置する。
- ハ 「反社会的勢力への対応に関する規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- ニ 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ヘ 反社会的勢力からの不当請求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役は、取締役及び監査役全員出席のもと、取締役会において経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

② 監査役の職務執行

監査役は、取締役会議事録や稟議書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、経営会議の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンスの遵守に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	257,340	185,340	185,340	225,113	225,113	—	667,794
当期変動額							
新株の発行	2,585	2,585	2,585	—	—	—	5,170
当期純利益	—	—	—	130,750	130,750	—	130,750
自己株式の 取得	—	—	—	—	—	△108	△108
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	2,585	2,585	2,585	130,750	130,750	△108	135,812
当期末残高	259,925	187,925	187,925	355,863	355,863	△108	803,607

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	667,794
当期変動額		
新株の発行	—	5,170
当期純利益	—	130,750
自己株式の 取得	—	△108
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)	5,492	5,492
当期変動額合計	5,492	141,304
当期末残高	5,492	809,099

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 900千円

販売費及び一般管理費 1,653千円

(2) 減損損失

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア	6,140

事業用資産については管理会計上の区分を基礎とした事業単位をグループの最小単位としております。C a r e T E X 3 6 5事業の一部の事業用

資産について、収益性の低下に伴い将来的に投資額の回収が一部見込めないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。また、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引率の記載を省略しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	2,418,100株	95,000株	一株	2,513,100株

(注) 95,000株は新株予約権の行使によるものです。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 30株

(3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 97,000株

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,808千円
未払費用	4,705千円
賞与引当金	18,667千円
固定資産減損損失	2,006千円
関係会社出資金評価損	9,603千円
その他	774千円
繰延税金資産小計	39,566千円
評価性引当額	△10,378千円
繰延税金資産合計	29,188千円
繰延税金負債合計	一千円
繰延税金資産の純額	29,188千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な運転資金を主に銀行借入によって調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理本部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該のリスクについては管理本部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金、前受金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り予測をする等の方法により管理しております。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で2年7ヶ月後であります。当該借入金については変動金利による借入金もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、管理本部において金利動向のモニタリングを通じ、リスク軽減を図っております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

I. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、管理本部が取引相手ごとに期日及び残高管理をすることで、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

II. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払をできなくなるリスク）の管理

管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を十分に確保することで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,051,416	1,051,416	—
(2) 売掛金	27,751	27,751	—
資産計	1,079,168	1,079,168	—
(1) 買掛金	11,685	11,685	—
(2) 未払金	49,293	49,293	—
(3) 未払費用	18,944	18,944	—
(4) 前受金	207,262	207,262	—
(5) 長期借入金※	28,983	28,957	25
負債計	316,169	316,143	25

※ 長期借入金には1年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
関係会社出資金	7,575
敷金及び保証金	55,583

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

当事業年度において、関係会社出資金について9,603千円の減損処理を行っております。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,051,416	—	—	—
売掛金	27,751	—	—	—

(注) 4. 借入金の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	18,983	6,000	4,000	—	—

6. 持分法損益等に関する注記

(単位：千円)

関連会社に対する投資の金額	7,575
持分法を適用した場合の投資の金額	7,575
持分法を適用した場合の投資損失の金額	9,603

(注) 関連会社に対する投資の金額は減損処理しており、減損後の金額を表示しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

319円77銭

(2) 1株当たり当期純利益

53円03銭